

一般財団法人公益事業支援協会

令和３年度事業計画書

(令和３年３月１日～令和４年２月２８日)

(令和３年１２月２７日評議員会で変更決議)

1 基本方針

21世紀に入り、グローバル化が急速に進展し、世界的規模で産業が再編され、競争激化による経済格差の拡大により、貧困、差別、自殺等々の問題が生じている。

これらは、〈モノ・カネ〉本位の市場原理の考え方で事業を進めていることに大きな原因がある。

このようなひずみを是正するためには、〈ヒト・ココロ〉本位の人間が人間らしく生きるために、営利を追求せず、公平・平等な社会を目指し共生・共助の考え方に基づく公益活動が活発に行われる必要がある。

そこで、当法人は、公益活動を行う団体・組織の活動を支援することにより、社会における公益事業の発展に寄与するため以下の事業を行う。

2 事業計画

第1. 公益活動を行う団体等の設立・運営の支援

(事業の内容)

現在一般財団・社団法人として登録している法人が74,683法人あり(令和３年３月現在)、これらの法人のうち公益認定を受けた方がより公益活動を行うことができる法人が多いと思われるのでそれらの法人が公益認定を受けるための手続きに関して支援する。また、これから公益法人を設立したいと思っている人に対して、一般法人の設立から公益認定を受けるための手続きを支援すること及び公益活動を行っている法人の運営に関して支援するため以下の事業を行う。

- (1) 一般社団・財団法人設立の相談
- (2) 公益認定を受けるために必要な手続きについての相談
- (3) 公益活動を行っている法人の運営についての相談

第 2. 公益活動の普及啓発

公益活動を推進するため以下の要領でセミナーを開催すること及び公益活動をどのように行うことが社会的に有用であるかの懸賞論文を募集し、これを審査したうえ表彰する。

セミナーの開催・懸賞論文の募集事業は、いずれも本年 8 月末日頃までに内閣府から公益認定が受けられ、公益法人となることを前提として事業を進めて来た。内閣府は、認定の標準処理期間を定め、公益認定に関しては、申請から原則 4 ヶ月以内に審査を行うと定めているので、本年 8 月末日までには審査が終了し認定されると思い準備を進め予算も計上した。

しかしながら、公益認定審査が終了したのは本年 12 月 17 日となり、認定書が届いたのは 12 月 23 日である。

これから本年度中にセミナー及び懸賞論文の募集を開始しても、今期中に間に合わないのでは、今期はこれらの事業を行わず、来季から開始することにする。

2. (事業の内容)

(1) 公益活動の普及啓発推進するためのセミナー

- ① 対 象 公益活動を行いたいと思う個人・法人の役職員
- ② セミナー講師 公益事業を行っている団体の役員、学者、弁護士・公認会計士・税理士等に依頼する。
- ③ セミナー参加費は、会員は無料とし、非会員は 1 人 3,000 円とする。
- ④ 来年度は 6 回開催する。
- ⑤ 開催する場所は、虎ノ門法経ホールとする。

(2) 懸賞論文の募集

- ① 懸賞論文は、年 1 回募集し、賞金は 1 回につき合計 200 万円とする。今期から募集を開始するが締め切りを 2022 年 6 月末日とする。
- ② 応募対象者は、個人・法人・グループのいずれも可とする。
- ③ ホームページ・新聞・雑誌等に懸賞論文募集の広告をする。
- ④ 表彰を受けた論文は、ホームページに掲載する。

(3) 優秀論文の選考方法について

懸賞論文の選考を公正に行うため、懸賞論文審査委員会規程を制定し、委員会において審査を行う。選考委員は 5 名～7 名とし、選考委員の資格は以下の通りとする。

- ① 公益活動に取り組んでいる人 ② 公益活動について研究している人

- ③ その他公益活動について書籍等で提言している人
- ④ 当法人の役員でない人
- ⑤当法人の役員の親族又は特別の利害関係のない人

以 上